

正木 きよし

狛江市第3次行財政改革推進計画が改訂されたので中身を問う

問 4月に改訂されたが、改訂に当たり前期の進捗状況についてどう考えているのか、またどう総括をしたのか。その上で後期(3年間)にどのような姿勢で臨むのか。

答 中間年度に当たり見直しをし、後期の計画を具体的に提示した。平成16年度に緊急行動計画を策定し、新たな取り組みとして、事務事業の見直しを行ってきた。前期について逐次点検し、不足分等を積み増した。平成18年度においても財源不足が見込まれているので精査、達成していく。

狛江市補助金検討委員会の「中間報告」と今後の対応について問う

問 昨年の諮問以来「中間報告」が出て、8月には最終報告となる予定と聞いているが、市としてはどのように対応していくのか。

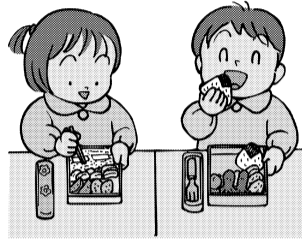
答 中間報告を受け、評価表に基づき内部評価を行った結果を再度検討し、答申に向けて議論が進められている。答申を尊重する形で取り組んでいく。

中学校給食の早期実現についてどうまで進んだのか伺う

答 ①今回の制定に伴う対象者は、主に市外の法人等であり、予約の段階でお知らせ

問 前議会に引き続きどこまで早期実現に向かって進んでいるのか具体的に答えよ。

答 各校に食堂と小さな調理場を設置してランチとお弁当を食べていただくスクールランチシステムの導入する方針。ランチシステムの導入が平成20年を目途に弁当給食を先行実施し、並行して各校に食堂等を順次整備を進めていく考え。現在施設の確保、業者の活力の利用方法などについて検討している。一定の段階で取りまとめ公表していきたい。



鶴留美紀

住民基本台帳大量閲覧制度について

問 ①6月1日より狛江市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する規則の制定に当たり、市民の個人情報保護に関する事を広報でなぜ市民に知らせなかったのか。②国の法律の改正を待っているのではなく、狛江市民の個人情報最大限保護するために、大量閲覧制度の運用の見直しをすべきではないか。

答 ①今回の制定に伴う対象者は、主に市外の法人等であり、予約の段階でお知らせ

する考えであった。今後広報掲載を検討していく。②この4月に総務省は、住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会を立ち上げ、今秋を目途に報告書をまとめる予定である。この結果を踏まえ検討していきたい。

清水信之

狛江再生モデルとNPO

問 ①財政危機脱出の緊急行動計画の目標は収支均衡だが、次に自立改革自治体像が必要だ。その一つに市民参加・協働のステージアップがある。市民公益活動団体の行政活動への参入機会の拡大などを定めた市民参加・協働の推進指針はどこまで達成できたか。②参入ガイドラインができていない。一方でNPO支援も遅れている。NPOセンター設置はいつか。

答 ①活動支援としての「新しい金援助」としての「新しい風補助金」、情報的手段としての「わっこ」、共催・後援等の必要な支援については一定の成果が見られる。行政活動への参入の機会については、ガイドラインは作成しているが、推進の上では未着手の部分がある。指針にある活動実績は網羅している。②市と社会福祉協議会が連携をとり道筋を立てていく。

狛江再生モデルと商業

問 ①市補助事業一部未実施による補助金返還に關係して監査委員の厳しい意見が報告されているが商工会の自立性と市の丸投げ体質の問題だ。市はどう受け止めたか。②商工会が改革アクションプランで動き始めた。地域再生法などを活用して地域経済活性化プログラムとまちおこし、第三セクターを構想する時期がきているのではないか。

答 ①予算編成の過程で十分な協議を行い事業効果を見定めたものを厳選しているが、未執行及び事業費の残額が生じた。今後予算編成に当たり商工会と十分な協議を重ね、適正な予算執行に努めたい。②第三セクターも選択肢の一つと考えているが、事業の実施には事業者の主体性が求められており事業者の問題提起をしていく中で意識の醸成を図っていきたい。

須田繁美

子供達の通学路の安全と不審者情報・通学区と学校内問題について

問 ①通学路である一の橋交差点の改修についての考えはあるか。②小・中学校へ入学する時、学校の選択の自由はあるか。③学校数の減少による通学区の変更はあるか。④不審者情報等を父兄へのメール配信の実施はどうか。⑤児童・生徒問題についての相談窓口としての教育研究所の24時間受付のメールとFAXの実施と充実をお願いしたい。

答 ①通学路である一の橋交差点の改修については一定の成果が見られる。行政活動への参入の機会については、ガイドラインは作成しているが、推進の上では未着手の部分がある。指針にある活動実績は網羅している。②市と社会福祉協議会が連携をとり道筋を立てていく。

答 ①地域の住民の方の協力が得られれば改善をしたいと考えている。②学区は柔軟に運用している。選択制について検討はしていく。③学区変更は慎重でなければならぬ。④地域安心・安全情報共有システムのの実証実験の中で考えていく。⑤情報機器の活用は順次ふやし、解決していく。

栗山欽行

市民の生命・財産を守る一危険管理マニュアルの策定について

問 ①修正版の早期発行を再三要望している地域防災計画、発行時期は。②防災ハザードマップの必要性が議論されているが、検討する考えはないか。③備蓄倉庫に救助・救急用の資機材は備蓄されているか。④多岐にわたる安全管理を行うためには、危機管理マニュアル策定・危機管理室の設置が必要と思われる。検討する考えはないか。

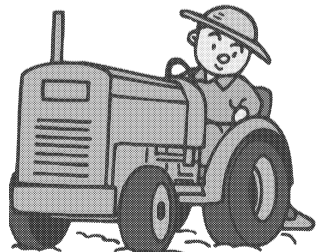
答 ①年度内の早い時期と考えている。②防災ハザードマップについては、防災マップの更新の際検討する。③救助・救急用資機材の備蓄はしていない。④危機管理マニュアルの必要性は感じている。危機管理室については今後の検討課題である。

農業振興計画第4次実施計画と第2期実施計画の策定について

問 ①魅力ある都市農業育成事業、具体的な内容は

農業経営の安定化・効率化を図るためには機械設備が必要となる。補助制度を創設することはできないか。③障がい者等に対応した福祉市民農園をつくる考えはないか。④第2期実施計画の策定期限及び検討委員会の構成は10年では計画期間が長すぎる。短縮する考えは。

答 ①都の農業経営安定策の一つで新たな経営を目指し後継者や意欲的な担い手を支援する事業②機械設備への補助は考えていないが施設化への助成制度の充実を図る③費用の問題で難しい④18年度中に策定したい。構成は、市民公募・消費者団体・学識経験・農業者・都職員等の各委員⑤国や都の動向等情勢の変化に注視し、5年ごとのローリングを考えている。



温暖化防止一環境に配慮したまちづくりについて

問 ①東京都公害防止条例を全面改訂した東京都環境確保条例のあらまし、効果はどうか。②ヒートアイランド現象緩和対策に屋上緑化が効果的と言われている。都基準では100㎡以上の開発行為で規制を受ける。しかし独自の基準を設ける規制を行う自治体もある。

答 ①この条例の目的は、第一に都民の健康を守ること、第二に都民の安全な生活環境の確保を図ること、第三に都民の将来世代への良好な環境の継承を図ることとしている。ディール規制では、8都県市による取り組で効果が出てきていると聞いている。②屋上緑化等の緑化について推進すべき時期に来ていると考える。

高橋清治

地域活動(防災・防犯を含む)と個人情報保護について

問 ①防災目的の災害被害者名簿への取り組みは②防犯・防災関係団体の名簿の状況は(住所・電話番号掲載拒否等はあるか)③一人暮らし等災害弱者の状況把握と、関係団体との情報共有についての考えは④地域防災計画の見直しは⑤市学校生徒の緊急連絡網は重要だが、一方では名簿の悪用を心配し過剰反応もあるようだ。状況と考へ方は。

答 ①個人情報の保護等の問題もあるが、作成に向けて個人情報については適正な管理が必要である。③個人情報保護との絡みで難しいが関係部と協議しながら対応したい。④年度内のできるだけ早い時期に考えている。⑤保護者側からはクラスの児童・生徒の連絡先のみがわかるようにしている。必要最小限の情報にしている。